

第8章 別科神道専修

授業科目の履修方法等について

この履修要綱は学則及び別科規程に定められた履修すべき授業科目と単位を説明したもので、特に変更の指示がない限り、修了までこの要綱に従い授業科目を履修することになります。

1. 授業科目の単位

大学では単位制が採用されています。単位制とは、一つ一つの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験その他の方法により学修評価をしたうえで、その単位が与えられる制度です。

単位計算の基準は次のとおりです。各授業科目の単位は、学修活動 45 時間を標準としています。

講義・演習 毎週 1 時間 15 週の授業に対して 1 単位が基準となっているもので、毎週 2 時間（実際上は 90 分になっているが、制度上は 2 時間と計算している）の授業を行い、1 年間（30 週）で完結するものは 4 単位となる。また、半年で完結するものは 2 単位となる。

2. 授業科目の履修

1. 別科神道専修Ⅰ類（修業年限 1 年）

別科神道専修Ⅰ類に 1 年以上在学し、所定の単位を修得すれば修了として認定され、修了証が授与されます。また、在学中、指定された神社実習を修め、所定の手続きを行えば、神社本庁神職階位「権正階」が授与されます。神社実習、及び階位申請の手続きは神道研修事務課が担当します。

修了に要する単位数は下記のとおりです。

別科神道専修Ⅰ類修了に必要な科目数・単位数等		
科目区分	科目数	単位数
必修科目	9 科目	32 単位
神社実習	☆	☆

☆印の「神社実習」については、年度初めに神道研修事務課で所定の手続きを完了してください。

別科神道専修Ⅰ類開設科目

授業科目	単位	備考
神社神道概説	4	
神道文献	4	
神道古典Ⅰ	4	（古事記）
神社祭式同行事作法Ⅰ	2	（含神社故実）
祝詞Ⅰ	2	（講読）
神社関係法規	4	（含神社実務）
宗教概説	4	
国史	4	
国文	4	（含国語）
計 9科目32単位必修		

※「神社祭式同行事作法Ⅰ」「祝詞Ⅰ」は、それぞれ通年 2 単位の科目です。

2. 別科神道専修Ⅱ類（修業年限2年）

別科神道専修Ⅱ類に2年以上在学し、所定の単位を修得すれば修了と認定され、修了証が授与されます。また、在学中、指定された神社実習を修め、所定の手続きを行えば、神社本庁神職階位「正階」が授与されます。神社実習、及び階位申請の手続きは神道研修事務課が担当します。

修了に要する単位数は下記のとおりです。

別科神道専修Ⅱ類修了に必要な科目数・単位数等		
科目区分	科目数	単位数
必修科目	18科目	64単位
神社実習	☆	☆

☆印の「神社実習」については、年度初めに神道研修事務課で所定の手続きを完了してください。

別科神道専修Ⅱ類開設科目

授業科目	単位	開講学年		備考
		1	2	
神道概論	4		○	
神社神道概説	4	○		
神道史概説	4		○	
祭祀概論	4		○	
神道神学	4		○	
神道文献	4	○		
神道古典Ⅰ	4	○		(古事記)
神道古典Ⅱ	4		○	(日本書紀)
神道古典Ⅲ	4		○	(延喜式祝詞)
神社祭式同行事作法Ⅰ	2	○		(含神社故実)
神社祭式同行事作法Ⅱ	2		○	(含神社有職)
祝詞Ⅰ	2	○		(講読)
祝詞Ⅱ	2		○	(作文)
神道教化概説	4		○	
神社関係法規	4	○		(含神社実務)
宗教概説	4	○		
国史	4	○		
国文	4	○		(含国語)

※ 「神社祭式同行事作法Ⅰ」「神社祭式同行事作法Ⅱ」「祝詞Ⅰ」「祝詞Ⅱ」は、それぞれ通年2単位の科目です。

3. 履修届

年度初めに履修に関する説明を受け、各自が履修しようとする授業科目を選び、指定された期日までに、指定の履修届用紙によって教務課に登録してください。その際の登録は各自の責任において行うもので、間違いがあった場合、その科目は無効となります。

登録の際は特に次の点に注意してください。

- ① 別科神道専修Ⅰ類、Ⅱ類とも、時間割は年度初めに発表する。
- ② 登録しない授業科目は、受講することはできない。
- ③ 登録した授業科目が未修得となった場合、必修科目については再履修をしなければならないが、その際、担当教員が前回と同じである必要はない。

4. 単位の認定・試験

単位は、シラバス及びK-SMAPYⅡ上で示されている「成績評価の方法・基準」、年間の受講状況（授業回数の3分の2以上出席しなければなりません）、学修の評価等によって、可否が決められ、認定されます。

成績評価の方法には次の種類があります。

授業時試験	原則として最終授業時に行う試験 ^{※1}
期間内試験	授業時試験とは別に設ける試験期間に行う試験 ^{※1}
平常点	平常授業時の各種評価による判定
レポート（単位論文）	筆記試験に代わるものとして、あらかじめテーマを告示し、各自作成したものを指定された日時・場所に提出し、それにより評価 ^{※2}

※1 授業時試験・期間内試験を受験する際には、「受験上の注意」（P202）を熟読すること。なお、規定に変更があった際は大学ホームページにて告知するので確認すること。

※2 ページ番号を振り、所定の表紙をつける。手書きの場合は、ペンまたはボールペン（消せないもの）書きとする。様式・枚数等については担当教員の指示に従って作成する。締切日時を過ぎたものは、一切受理しないので注意すること。

5. 追試験

期間内試験・授業時試験を病気その他やむを得ない理由により受験できなかった学生に対して、追試験を行います。追試験の受験を希望する者は、指定された申込期間中に所定の追試験願に欠席の理由を証明する公的書類（コピー不可）を添え、受験料を納入のうえ、教務課へ申し込んでください。自己の不注意及び次表に示す証明書のない場合は、理由の如何を問わず追試験を受けることはできません。

欠席理由と証明書・受験料は次のとおりです。

理由	受験料	証明書
病気・怪我	有料	医師の診断書（試験当日に通院・療養中であったことを証明するもの）。他は不可。
学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症による欠席（インフルエンザ等）	無料	
忌引（両親、兄弟、姉妹、祖父母）	無料	死亡に関する公的証明書（会葬礼状でも可）
就職試験	有料	就職試験受験を証明するもの
災害（台風、水害、火災等）	無料	官公庁による被災証明書
交通関係（事故、遅延）	無料	（自宅からの通常の通学経路における）交通機関が発行した証明書（インターネット上の遅延証明書は不可）
授業実習（介護等体験・教育・神社）	無料	（教職センター、たまプラーザ事務課、神道研修事務課の）証明書
裁判員に選任	無料	呼出状（確認後、返却します。）

※ 追試験受験の際は、「受験上の注意」（P202）を参照

※ 再試験（学則第50条第2項）については、実施の有無も含めてホームページで発表します。

6. 単位修得（成績）の通知

すべての成績は、各年度末（3月上旬）に教務課の指定する日時に通知します。前期で終了する科目の評価結果は、後期授業開始前に本人に通知します（教務課指定の日時）。

なお、成績評価の基準は以下のとおりです。

評価	基準点	可否
S	100～90	合格
A	89～80	
B	79～70	
C	69～60	
D	59～ 0	不合格
R※	評価対象外	

※ R=授業出席日数不足、定期試験やレポートの提出を放棄した場合の成績評価。単位は認定されません。

7. 休講措置

授業の休講措置は次のとおりです。

大学の行事等による休講の場合

大学のホームページでお知らせします。

教員の都合による休講の場合

國學院大學学生支援システム「K-SMAPYⅡ」でお知らせします。

交通関係での休講の場合（※）

交通ストライキ、または台風による大雨や暴風、大雪等の自然災害で JR 山手線・東急田園都市線のいずれかが全面運休（始発駅から終点駅で上下線とも運休、山手線の場合は内回り・外回りとも運休）した場合は、その時点で渋谷・たまプラーザキャンパスともに全学休講とします。

気象関係での休講の場合（※）

気象庁・地方気象台から発表される警報で、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」（いずれも特別警報を含む）が島嶼部を除く東京都全域または神奈川県東部に発令された場合は、その時点で渋谷・たまプラーザキャンパスともに全学休講とします。なお、警報が発令されていない場合でも、気象状況が悪化し、登下校の危険が予測される場合は全学休講とすることがあります。

全学休講から授業実施へ切替える場合

交通機関が運行再開または気象警報が解除された場合は、以下の基準により全学休講を変更し、授業を実施します。また、交通機関の運休と気象警報が重複している場合は、両方の要件とも解除された時点で授業を実施します。なお、授業の実施に関する情報は、大学のホームページでお知らせします。

運行再開または警報解除時刻	授業の実施時間
午前 6 時まで	1 時限から平常どおり実施
午前 10 時まで	3 時限から平常どおり実施
午後 2 時まで	6 時限から平常どおり実施

定期試験中の対応

定期試験中の対応は授業と同様です。

(※) 全学休講となる場合であっても、遠隔授業は通常どおり実施します。また、対面授業であっても遠隔 授業に切替えて実施することがありますので、担当教員の指示に従ってください。なお、授業の実施に関する情報は、大学のホームページでお知らせします。

8. 授業時間帯

授業は、月曜日から土曜日までの授業時間帯（6 時限、7 時限）に開講されています。授業は、学習活動の基本であり、毎回出席することが必要です。

欠席が授業回数の 3 分の 1 以上になると試験を受験することができなくなり、特に正当な理由が無く、欠席が著しく多い場合には、懲戒処分として退学になる場合があります。

時限	渋谷キャンパス
6 時限	17 : 50～19 : 20
7 時限	19 : 30～21 : 00

9. 大学からのお知らせ

学修上、その他一般に周知を要する事項についてのお知らせは、原則として大学のホームページ及び K-SMAPY II より行います。重要な事項についても同様の方法によるので、定期的にホームページ及び K-SMAPY II 等を確認する習慣をつけてください。学生個人に対する伝達は、原則としてメールを使用しますので、「大学からのお知らせ」を確実に受け取れるメールアドレスを、K-SMAPY II に必ず登録してください。電話やメールによる問合せ（行事予定、休講、成績、授業、試験その他）は間違いが生じやすいので一切応じません。

10. 神社実習について

1. 別科生は神社実習（以下実習という）をⅠ類においては在学中 1 ヶ年間、Ⅱ類においては在学中 2 ヶ年間履修しなければなりません。
2. 実習は個人実習及び集団実習の 2 種を課し、個人実習は本学の指定する実習神社において行い、原則として住込実習を課します。
集団実習は入学年度当初の集合教育と神社本庁主催の合同実習とします。
3. 実習は、別科長を責任者として実施します。
4. 個人実習の指導は、実習神社所在の神社庁長の推薦する適格者を担当者として行います。
5. ① 病気・職業・家族関係その他によるやむを得ない理由のある者は、延期願を提出し、許可を得た場合に限り、次年度または修了後に実習を履修することができます。
② やむを得ない事情を生じた場合には協議のうえ、実習神社の変更その他必要な措置を行います。
③ 実習を継続させることが適当でないと認められる者は、実習を停止させることができます。
6. 虚偽の延期願を提出した者、無断で実習を放棄した者、もしくは実習に関し不都合な行為のあった者に対しては、懲戒処分その他の措置を行うことができます。
7. 実習延期中の者、及び停止中の者に対しては、一定の補習及び補導を行います。
8. 実習に関する業務は神道研修事務課が担当します。

國學院大學別科規程（学則第2条第10項）（抄）

第1条 この規程は、國學院大學学則第2条第10項の規定により、國學院大學別科に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 別科は簡易な程度において、神職に必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

第3条 本学に置く別科の名称は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類

別科神道専修 II類

（第4条～第8条 略）

第9条 別科の修了に要する単位は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類 必修科目 32単位

別科神道専修 II類 必修科目 64単位

第10条 別科に開設しかつ履修させる学科目及び単位数は、別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の学科目を開設しかつ履修させ、若しくは別表の学科目の代りに履修させることができる。

1 別科神道専修 I類 別表(1)

2 別科神道専修 II類 別表(1)

第11条 学生は履修しようとする学科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

第12条 学業成績は試験により定める。

第13条 別科に所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、修了とし、修了証書を授与する。

第14条 別科の学費は、別表(2)のとおりとする。

第15条 本規程に定めのない事項については、國學院大學学則を準用する。

（第16条 略）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。